

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年8月1日、喪失日は20年6月10日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年8月1日から20年6月10日まで  
② 昭和21年9月1日から22年11月1日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していた。申立期間①については、社会保険事務所の記録では厚生年金保険被保険者名簿に名前が無いと言われたが、同名簿には同僚の名前はあるものの、10人の厚生年金保険被保険者しか記載されておらず不自然である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の詳細な記憶及び申立人が名前を挙げた同僚3人についてA社に係る厚生年金保険被保険者としての記録が確認できることから、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の厚生年金保険の適用年月日は昭和22年9月1日であるにもかかわらず、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が確認できる上、同名簿における整理番号は\*番の次に\*番と記載され、その次が\*番と記載されていること、及び最大の整理番号が\*番となっているにもかかわらず、被保険者は10人しか記載されていないことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚が記載された、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、事業所名が「C」としか記載

されておらず、当該番号の払出しが昭和19年6月1日と記録されているものが数百人確認できるとともに、氏名が記載されていない払出番号が複数あることが確認できる。

以上のことから、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の管理状況が適切であったとは認め難く、保管されている同名簿が申立期間当時のすべての厚生年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言い難い状況である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、申立人の主張及び入隊の記録により、申立人に係る被保険者資格取得日は昭和19年8月1日、資格喪失日は20年6月10日と認められる。

また、昭和19年8月から20年5月までの標準報酬月額については、同僚の記録により、50円とすることが妥当である。

申立期間②に係るB社については、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が挙げた同僚の氏名は無い上、姓のみを挙げた8人の同僚については特定できず、連絡先が判明した同僚1人についても、「申立人のことは覚えていない。」と証言していることから、勤務実態について確認することができない。

また、申立人が申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、同月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年7月から18年11月までの標準報酬月額の記録について、当該期間のうち、13年1月及び15年2月については15万円、13年2月から15年1月までの期間、同年3月、同年6月、同年9月から同年11月までの期間、16年1月から同年4月までの期間及び同年6月から18年3月までの期間については16万円、15年5月、同年7月、16年5月及び18年4月から同年11月までの期間については17万円、15年8月については19万円、同年4月及び同年12月については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年6月の厚生年金保険料及び13年1月から18年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から18年12月29日まで

私は、平成11年6月分の厚生年金保険料を給与から控除されているにもかかわらず、同年6月が厚生年金保険被保険者となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

また、私の社会保険庁のA社での標準報酬月額の記録は、給料明細書に記載された給与と相違している。給料明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る平成11年6月の給料明細書により、申立

人は、申立期間のうち、11年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、平成11年6月の標準報酬月額については、給料明細書に記載された厚生年金保険料の額から11万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年7月から18年11月までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書等において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人の標準報酬月額の記録については、平成13年1月及び15年2月については15万円、13年2月から15年1月までの期間、同年3月、同年6月、同年9月、同年10月、16年1月から同年4月までの期間及び同年6月から18年3月までの期間については16万円、15年5月、同年7月、16年5月及び18年4月から同年11月までの期間については17万円、15年8月については19万円、15年4月及び同年12月については20万円に訂正することが妥当である。

さらに、給料明細書において確認できる報酬月額から判断すると、平成15年11月については、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が16万円と確認できるため、15年11月については16万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額等の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、申立てどおりの厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年6月の厚生年金保険料及び13年1月から18年11月までの報酬月額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年7月から12年12月までの期間については、保険料控除額に基づく標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和41年3月12日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を41年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和41年9月26日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を41年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年3月12日から同年7月1日まで  
②昭和41年9月26日から同年11月1日まで

私は、昭和40年9月1日から41年10月31日まで、A社に勤務し給料明細もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された給料明細から、申立人は、申立期間のうち昭和41年3月12日から同年5月1日までの期間及び同年9月26日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、給料明細から、申立期間のうち昭和41年3月及び同年4月の標準報

酬月額については2万8,000円、同年9月の標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和41年5月1日から同年7月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人が提出した給料明細から厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

会社を退職後、母が国民年金の加入手続きをしてくれていたはずである。申立期間の国民年金保険料については、多分母が納付していたと思うが、私が納付していたかもしれない。国民年金に加入した後はずっと保険料を納付してきたし、厚生年金保険から国民年金への切替えや銀行口座振替への変更の際に、社会保険事務所に電話し、未納が無いことを確認してきたにもかかわらず、未納期間があることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続きを行ったはずと主張しているが、その母親は、申立人の退職直後に加入手続きを行ったかどうか記憶していないとしており、社会保険庁の記録では申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期は平成6年8月以降と推認されることから、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金保険料を申立人自身が納付したのか申立人の母親が納付したのか、申立人の記憶は曖昧であり、申立人の母親は申立期間に係る保険料は納付していないとしている上、申立人及び申立人の母親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

近所の人や集金人のほか義母からも国民年金の加入を勧められ、昭和 57 年 1 月に会社を退職した後加入した。国民年金の加入手続は元夫が行い、保険料は、毎月納付書により市役所や銀行等で納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所や銀行等で毎月納付したと主張しているが、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者資格取得・種別変更（第 3 号被保険者該当）届書及び国民年金被保険者名簿には、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得し、同年 4 月 8 日に届出があったことが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の元夫は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であり、申立期間については、国民年金の任意加入対象期間であることから、国民年金の被保険者資格を遡<sup>そきゅう</sup>及して取得することはできず、申立人が所持する国民年金手帳には初めて被保険者となった日は昭和 61 年 4 月 1 日と記載されている上、申立人の元夫は、申立人の国民年金の加入手続は行っていなかったと証言しており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、国民年金の加入を勧めた近所の人からは、申立期間当時、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 12 月までの期間、57 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、62 年 4 月、62 年 6 月から同年 9 月までの期間、62 年 11 月から 63 年 4 月までの期間、63 年 7 月から同年 9 月までの期間、63 年 12 月、平成元年 4 月及び同年 5 月、元年 7 月、元年 10 月及び同年 11 月、2 年 1 月、2 年 5 月、2 年 7 月及び同年 8 月、2 年 10 月及び同年 11 月並びに 3 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から同年 12 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで  
③ 昭和 62 年 4 月  
④ 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで  
⑤ 昭和 62 年 11 月から 63 年 4 月まで  
⑥ 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで  
⑦ 昭和 63 年 12 月  
⑧ 平成元年 4 月及び同年 5 月  
⑨ 平成元年 7 月  
⑩ 平成元年 10 月及び同年 11 月  
⑪ 平成 2 年 1 月  
⑫ 平成 2 年 5 月  
⑬ 平成 2 年 7 月及び同年 8 月  
⑭ 平成 2 年 10 月及び同年 11 月  
⑮ 平成 3 年 2 月及び同年 3 月

申立期間当時、家業の経営が厳しかったので、その経営収入による現金が手元にあったときに国民年金保険料を納付していた。

未納期間があることは承知しているが、このように多くの未納回数はないはずだ。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の中に国民年金保険料の未納期間があることは承知しているものの、このように多くの未納回数は無いはずであると主張しているが、申立人の記憶は曖昧であるため保険料を納付した可能性がある期間の特定ができない上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無いことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻も申立期間に相当する期間が未納となっている上、申立人が居住するA町の国民年金被保険者名簿における申立人及びその妻の年金記録は社会保険庁の記録と一致しており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 18 日から 40 年 3 月 21 日まで

私は、事業所を退職後、社会保険事務所において、脱退手当金の請求を行ったが、それは社会保険事務所の職員に無理に請求を勧められた結果であるので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金の請求を行ったと認めている上、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、脱退手当金の支給については、申立人の脱退手当金裁定請求書の提出に基づきなされたものであり、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約 5 か月後の昭和 40 年 8 月 23 日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が 41 年 2 月 3 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

なお、申立人は、脱退手当金の請求を行ったと認めているものの、その請求については、社会保険事務所により無理に請求を勧められた結果と主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、脱退手当金を受給したことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 6 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで  
② 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務しており、それぞれの会社の給与明細書を保管しているが、社会保険事務所の標準報酬月額はそれより低い金額になっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した申立期間①及び②に係る給与明細書に記載された申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 12 年 2 月 26 日まで  
私の社会保険庁の A 社での標準報酬月額の記録は、私の給料と相違している。給料明細書は持っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員はいるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることはできない。

また、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の A 社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

なお、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。